

「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 料金等の支払 第14条 (料金等の支払)</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 料金等の支払 第14条 (料金等の支払)</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第5章 その他 第16条の3 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 基本料金 (2) 従量料金 (本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヵ月の1日当たりの本サービスの平均従量料金 (前6ヵ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)</p> <p>(注) 上記 (2) の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均従量料金とします。</p>	<p>第5章 その他 第16条の3 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 基本料金 (2) 従量料金 (本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヵ月の1日当たりの本サービスの平均従量料金 (前6ヵ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)</p> <p>(注) 上記 (2) の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均従量料金とします。</p>
<p>第5章 その他 第16条の3 (責任の制限)</p> <p>6. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第5章 その他 第16条の3 (責任の制限)</p> <p>6. (削除)</p>
<p>第17条 (免責事項)</p>	<p>第17条 (免責事項)</p>

<p>2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。</p>	<p>2. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第17条（免責事項）</p>	<p>第17条（免責事項）</p> <p>3. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第6章 禁止事項等</p> <p>第23条（サービスの停止）</p> <p>1. 会員が、本契約に違反した場合もしくは第22条各号の一に該当すると当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p>第6章 禁止事項等</p> <p>第23条（サービスの停止）</p> <p>1. 会員が、本契約に違反した場合もしくは第22条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p>第11章 プレミアムに関する特約</p> <p>第39条（契約期間および解除料）</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本プランの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社に定める期日までに支払うものとします。</p>	<p>第11章 プレミアムに関する特約</p> <p>第39条（契約期間および解除料）</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除をした場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社に定める期日までに支払うものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年6月23日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p>第6章 その他 第19条の2 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第6章 その他 第19条の2 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第19条の2 (責任の制限)</p> <p>6. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第19条の2 (責任の制限)</p> <p>6. (削除)</p>
<p>第20条 (免責事項)</p>	<p>第20条 (免責事項)</p>

<p>2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。</p>	<p>2. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第20条（免責事項）</p>	<p>第20条（免責事項）</p> <p>4. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツ (IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2022年6月23日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p>第6章 その他 第19条の2 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第6章 その他 第19条の2 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第19条の2 (責任の制限)</p> <p>6. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第19条の2 (責任の制限)</p> <p>6. (削除)</p>

<p>第 20 条 (免責事項)</p> <p>2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。</p>	<p>第 20 条 (免責事項)</p> <p>2. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第 20 条 (免責事項)</p>	<p>第 20 条 (免責事項)</p> <p>4. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2022年6月23日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p>第6章 その他 第19条の2 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第6章 その他 第19条の2 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第19条の2 (責任の制限)</p> <p>6. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第19条の2 (責任の制限)</p> <p>6. (削除)</p>

<p>第 20 条 (免責事項)</p> <p>2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。</p>	<p>第 20 条 (免責事項)</p> <p>2. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第 20 条 (免責事項)</p>	<p>第 20 条 (免責事項)</p> <p>4. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2022年6月23日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第9条 (料金等)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第14条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p>第6章 その他 第19条の2 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第6章 その他 第19条の2 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第19条の2 (責任の制限)</p> <p>6. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第19条の2 (責任の制限)</p> <p>6. (削除)</p>
<p>第20条 (免責事項)</p>	<p>第20条 (免責事項)</p>

<p>2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。</p>	<p>2. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第20条（免責事項）</p>	<p>第20条（免責事項）</p> <p>4. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「Yahoo! BB 光シティサービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年10月18日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 料金等の支払 第10条 (料金等の支払) 5. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 料金等の支払 第10条 (料金等の支払) 5. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第5章 その他 第13条 (責任の制限) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第5章 その他 第13条 (責任の制限) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第13条 (責任の制限) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第13条 (責任の制限) 5. (削除)</p>
<p>第14条 (免責事項) 2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。</p>	<p>第14条 (免責事項) 2. 本サービスに関連して発生した会員 (消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員 (法人等) を除きます。) の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第14条 (免責事項)</p>	<p>第14条 (免責事項) 5. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外 (法人等) の場合、本サービスに基づき当該会</p>

	員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。
--	-------------------------------------------------

「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2023年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第3章 料金等の支払 第8条 (料金等)</p> <p>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第3章 料金等の支払 第8条 (料金等)</p> <p>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 サービスの利用停止等 第12条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p>第4章 サービスの利用停止等 第12条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p>第6章 その他 第18条 (免責事項)</p> <p>2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。</p>	<p>第6章 その他 第18条 (免責事項)</p> <p>2. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第18条 (免責事項)</p>	<p>第18条 (免責事項)</p> <p>3. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年10月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 料金等の支払 第10条 (料金等)</p> <p>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 料金等の支払 第10条 (料金等)</p> <p>5. 当社は、本規約において明示的に定める場合及び支払い義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第5章 サービスの利用停止等 第15条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p>第5章 サービスの利用停止等 第15条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p>第7章 その他 第21条 (免責事項)</p>	<p>第7章 その他 第21条 (免責事項)</p> <p>3. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p> <p>4. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第25条 (サービスの利用)</p> <p>10-2. 前項の場合、接続機器が当社のネットワークの規格・仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し、接続機器に含まれるソフトウェアのバージョン</p>	<p>第25条 (サービスの利用)</p> <p>10-2. 前項の場合、接続機器が当社のネットワークの規格・仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し、接続機器に含まれるソフトウェアのバージョン</p>

<p>ョンを更新する場合があります。</p>	<p>ョンを更新する場合があります。更新にあたり、当社は接続機器の端末識別情報 (MAC アドレス等) を取得いたします。</p>
<p>第 28 条 (パーソナルデータの取り扱い)</p> <p>7. 本サービスに係る接続機器の交換・故障修理を行う場合、日本裕展貿易株式会社、オウガ・ジャパン株式会社、および華為技術日本株式会社 (以下「各接続機器製造事業者」といいます。) は、製造番号 (IMEI 番号) 等の契約者情報を取得し、各接続機器製造事業者のプライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。</p>	<p>第 28 条 (パーソナルデータの取り扱い)</p> <p>7. 本サービスに係る接続機器の交換・故障修理を行う場合、日本裕展貿易株式会社、オウガ・ジャパン株式会社、および華為技術日本株式会社 (以下「各接続機器製造事業者」といいます。) は、製造番号 (IMEI 番号) 等の契約者情報及び端末内に保存されたシステムログ及び通信ログ (故障により消去できない場合に限り) を取得し、各接続機器製造事業者のプライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。</p>

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年9月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 料金等の支払 第18条 (料金等)</p> <p>8. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 料金等の支払 第18条 (料金等)</p> <p>8. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払い義務のない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第6章 サービスの利用停止等 第26条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第12条 (契約の申込みの承諾) 第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p>第6章 サービスの利用停止等 第26条 (サービスの停止)</p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第12条 (契約の申込みの承諾) 第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p>第10章 免責 第35条 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第10章 免責 第35条 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第35条 (責任の制限)</p> <p>7. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第35条 (責任の制限)</p> <p>7. (削除)</p>

<p>第 36 条 (免責事項)</p> <p>2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。</p>	<p>第 36 条 (免責事項)</p> <p>2. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第 36 条 (免責事項)</p>	<p>第 36 条 (免責事項)</p> <p>5. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「機器レンタル規約」新旧対照表

<p>改定前 (2023年2月15日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (定義) (5) 「BB サービス規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「モニター割サービス利用規約」のことをいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義) (5) 「BB サービス規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「モニター割サービス利用規約」のことをいいます。</p>
<p>第4章 会員の義務等 第11条 (故障、交換等) 1. 会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、その各接続機器を正常な各接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、取替用の正常な各接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月20日までに、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に返還するものとします。(各接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除きます。)なお、上記期日までに返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>	<p>第4章 会員の義務等 第11条 (故障、交換等) 1. 会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、会員に対し、正常に動作する各接続機器を提供します。この場合、各接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する各接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月20日までに、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に返還するものとします。なお、上記期日までに故障等の生じた各接続機器が返還されなかった場合、会員は、当社が別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>
<p>第11条 (故障、交換等) 2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第11条 (故障、交換等) 2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、前項に定める対応を実施することに限るものとします。</p>
<p>第11条 (故障、交換等) 3. 各接続機器の故障等が会員の責めに帰すべき事由による場合、もしくは火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、取り替え等の必要な措置を負担することにより、交換を請求することができます。</p>	<p>第11条 (故障、交換等) 3. 会員の責めに帰すべき事由、又は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき、各接続機器が故障等により正常に動作しなくなった場合は、各接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、会員は、別途定める「修理交換料金」を負担することにより、正常に動作する各</p>

	<p>接続機器との交換を請求することができます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する各接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月 20 日までに、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に返還するものとし、上記期日までに故障等の生じた各接続機器が返還されなかった場合、会員は、「修理交換料金」に代えて、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとし、会員の責めに帰すべき事由、又は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき、各接続機器が全部滅失して返還が不能となった場合は、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとし、当社は正常に動作する各接続機器を提供するものとし、</p>
<p>第 11 条（故障、交換等）</p>	<p>第 11 条（故障、交換等）</p> <p>6. 各接続機器の盗難・紛失が生じた場合、当社は、会員に対し、正常に動作する各接続機器を提供します。この場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとし、</p>

「BB フォン利用規約」新旧対照表

改定前 (2022年9月1日付)	改定後 (2023年6月1日付)
<p>第6章 料金等の支払 第27条 (料金等の支払方法)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受領した料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第6章 料金等の支払 第27条 (料金等の支払方法)</p> <p>6. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受領した料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第7章 本サービスの利用停止等 第30条 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に相当する料金相当額とします。 なお、会員が本サービスの提供をうけることができなかったことにより通常生ずべき損害の額が当該料金相当額以上であることを証明した場合には、その損害額をもって損害賠償の額とし、または、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>	<p>第7章 本サービスの利用停止等 第30条 (責任の制限)</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に相当する料金相当額とします。 ただし、会員が本サービスの提供をうけることができなかったことにより通常生ずべき損害の額が当該料金相当額以上であることを証明した場合または会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合であつて、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因するときは、その損害額をもって損害賠償の額とします。</p>
<p>第30条 (責任の制限)</p> <p>4. (2)通話料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりの本サービスの平均通話料（前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）</p>	<p>第30条 (責任の制限)</p> <p>4. (2)通話料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前3ヶ月の1日当たりの本サービスの平均通話料（前3ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）</p>
<p>第30条 (責任の制限)</p> <p>7. 第2項の場合及び当社の故意または過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第30条 (責任の制限)</p> <p>7. 第2項の場合を除き、本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、料金相当額の1か月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第30条 (責任の制限)</p>	<p>第30条 (責任の制限)</p>

	9. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

「光電話(N)サービス規約」新旧対照表

改定前 (2022年9月1日付)	改定後 (2023年6月1日付)
<p>第8章 本サービスの利用停止等 第32条 (利用停止) 1. (12)その他、本サービス利用が適切ではないと当社が判断したとき</p>	<p>第8章 本サービスの利用停止等 第32条 (利用停止) 1. (12)その他、本サービス利用が適切ではないと当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断したとき</p>
<p>第34条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に相当する料金相当額とします。</p>	<p>第34条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に相当する料金相当額とします。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第34条 (責任の制限) 3. (2)従量料金(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりの本サービスの平均通話料(前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</p>	<p>第34条 (責任の制限) 3. (2)従量料金(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前3ヶ月の1日当たりの本サービスの平均通話料(前3ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)</p>
<p>第34条 (責任の制限) 6. 本条その他利用規約で明示的に定める場合及び当社の故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任及び料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第34条 (責任の制限) 6. 本条その他利用規約で明示的に定める場合及び当社の故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除き、本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの固定額料金の1ヵ月分を上限とします。</p>

「BBセキュリティ」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2022年4月1日付)	改定後 (2023年6月1日付)
<p>第3章 利用料金等 第9条 (利用料金)</p> <p>4. 本サービス会員がすでに支払った利用料金は、いかなる場合においても返還されないものとします。</p>	<p>第3章 利用料金等 第9条 (利用料金)</p> <p>4. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない利用料金が既に支払われている場合を除き、本サービス会員がすでに支払った利用料金を返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 責任 第11条 (禁止事項)</p> <p>(10) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為</p>	<p>第4章 責任 第11条 (禁止事項)</p> <p>(10) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と合理的に判断する行為</p>
<p>第13条 (保証・責任の制限)</p> <p>5. 本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により本サービス会員に損害が生じた場合には、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規約第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。但し、当社の故意、または重過失により生じた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第13条 (保証・責任の制限)</p> <p>5. 本規約に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した本サービス会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規約第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。但し、当該損害が、当社の故意、または重過失により生じた場合はこの限りではありません。</p>
<p>第13条 (保証・責任の制限)</p> <p>6. 本サービスを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた不可抗力により本サービス会員情報その他本サービス会員に関するデータが消失、紛失等することがあります。当社は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、かかる事態の発生により本サービス会員情報その他本サービス会員に関するデータが消失、紛失等した場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第13条 (保証・責任の制限)</p> <p>6. 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条 (保証・責任の制限)</p>	<p>第13条 (保証・責任の制限)</p>

	<p>8. 当社は、本サービス会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該本サービス会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 6 章 利用契約の終了 第 18 条（利用契約終了後の措置）</p> <p>3. 当社は、本サービス会員が利用契約を終了した後は、本サービス会員に対し当該利用契約に係るサポートの提供その他本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第 6 章 利用契約の終了 第 18 条（利用契約終了後の措置）</p> <p>3. 当社は、本サービス会員が利用契約を終了した後は、本サービス会員に対し当該利用契約に係るサポートの提供義務を負わないものとします。</p>

「BB コンテンツサービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 サービス利用料金等 第15条 (サービス利用料金の支払) 4. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受領したサービス利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第4章 サービス利用料金等 第15条 (サービス利用料金の支払) 4. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務のないサービス利用料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受領したサービス利用料金等について、返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 第18条 (責任の制限) 本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により会員が本サービスを利用し、または利用することができず、これにより会員に損害が生じた場合、当社は会員が当該事由に基づき直接且つ現実に被った損害に限り、また、当該損害の原因となった本サービスについて会員が直前の1年間(会員の当該本サービスの利用期間が1年間に満たない場合は実際の利用期間)に当社に支払ったサービス利用料金を上限として、その損害を賠償するものとします。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 第18条 (責任の制限) 本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により会員が本サービスを利用することができず、これにより会員に損害が生じた場合、当社は会員が当該事由に基づき直接且つ現実に被った損害に限り、また、当該損害の原因となった本サービスについて会員が直前の1年間(会員の当該本サービスの利用期間が1年間に満たない場合は実際の利用期間)に当社に支払ったサービス利用料金を上限として、その損害を賠償するものとします。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項) 1. 天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項) 1. 天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項) 2. 当社は、本規約および個別規定に特段の定めのある場合を除き、本サービスの提供の遅滞、変更、中断、中止、停止および廃止に関連して会員が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項) 2. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p>	<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p>

<p>3. 当社は、本サービスを通じて提供される一切の情報の正確性、完全性、有用性、第三者の権利侵害を含む瑕疵の不存在について何らの保証も行わないものとします。また、各情報を使用できないこと、あるいは会員が各情報に基づいて作成したデータに対するすべての責任に関する事項に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>3. 当社は、本サービスの内容および本サービスを通じて提供される一切の情報の正確性、完全性、有用性、第三者の権利侵害を含む瑕疵の不存在について何らの保証も行わないものとします。また、各情報を使用できないこと、あるいは会員が各情報に基づいて作成したデータに対するすべての責任に関する事項に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 19 条（サービス提供に関する免責事項）</p>	<p>第 19 条（サービス提供に関する免責事項）</p> <p>5. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「BB コンテンツサービス利用規約「BB ソフト」サービス個別規定」新旧対照表

<p>改定前 (2020年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第2章 BB ソフト 第10条 (BB ソフト利用契約終了後の措置) 2. 当社は、BB ソフト利用契約終了後は、BB ソフト会員に対しサポートの提供その他 BB ソフトに関する一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第2章 BB ソフト 第10条 (BB ソフト利用契約終了後の措置) 2. 当社は、BB ソフト利用契約終了後は、BB ソフト会員に対しサポートの提供義務を負わないものとします。</p>
<p>第4章 雑則 第19条 (サービス提供に関する免責事項) 3. 当社および各コンテンツプロバイダーはソフトウェアについて、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。また、ソフトウェアを使用できないこと、あるいはソフトウェアの利用に基づく BB ソフト会員のデータの損失に関するすべての責任について、当社および各コンテンツプロバイダーは一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第4章 雑則 第19条 (サービス提供に関する免責事項) 3. 当社および各コンテンツプロバイダーはソフトウェアについて、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。</p>
<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p>	<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項) 5. 当社は、本個別規定の他の条項にかかわらず、天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。 6. BB ソフトに関連して発生した BB ソフト会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、BB ソフトの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 7. 当社は、BB ソフト会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「とく放題(B)会員規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利</p>

<p>用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項)</p> <p>7. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項)</p> <p>8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第5章 会員の義務等 第22条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第5章 会員の義務等 第22条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為</p>
<p>第6章 サービスの中断、停止等 第24条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第6章 サービスの中断、停止等 第24条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。</p>
<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 5. 本サービスに関連して発生した会員 (消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員 (法人等) を除きます。) の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外 (法人等) の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら</p>	<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら</p>

<p>一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 25 条（サービス提供に関する免責事項） 7. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 25 条（サービス提供に関する免責事項） 8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>

「BB マルシェ by 大地を守る会」サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為</p>
<p>第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を</p>

<p>与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項)</p> <p>7. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項)</p> <p>8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>

「BB お掃除&レスキュー」サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら</p>

<p>一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 7. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>2. 本特典では、当社よりレンタルしている接続機器等が故障、破損、紛失、滅失し、レンタル規定で別途定める「修理交換料金」支払い事由が発生した際に、当該費用を免除します。</p>	<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>2. 本特典では、当社よりレンタルしている接続機器等が故障、破損、滅失等（以下「故障等」といいます。）し、会員に当社が別途定める「違約金」もしくは「修理交換料金」の支払い義務が発生した場合、または接続機器等の盗難・紛失が生じ、会員に「違約金」の支払い義務が発生した際に、当該支払い義務を免除します。ただし、このうち、接続機器の返還義務が生じたにもかかわらず会員が接続機器を返還しなかった場合の「違約金」は本特典の対象外とします。</p>
<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>3. 本特典は、以下の場合には適用されません。</p> <p>(1) 機器レンタル規約 第10条第1項に違反する行為（ただし、同項第3号の行為は故意による場合に限りません。）により前項の「修理交換料金」支払い事由が発生した場合</p> <p>(2) 本特典の適用が、通常の利用では生じない程度の回数または頻度で行われている場合</p> <p>(3) 合理的な理由に基づき虚偽申告であることが疑われる場合</p> <p>(4) 前各号のほか、合理的な理由に基づき本特典の適用が不適切又は不相当であると認められる場合</p>	<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>3. 本特典は、以下の場合には適用されません。</p> <p>(1) 会員の故意による行為又は不作為により前項の「違約金」または「修理交換料金」の支払事由が発生した場合</p> <p>(2) 本特典の適用が、通常の利用では生じない程度の回数または頻度で行われている場合</p> <p>(3) 合理的な理由に基づき虚偽申告であることが疑われる場合</p> <p>(4) 前各号のほか、合理的な理由に基づき本特典の適用が不適切又は不相当であると認められる場合</p>
<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの一部または全部を中断することがあります。</p> <p>(1) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。</p> <p>(2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難な場合。</p>	<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの一部または全部を中断することがあります。</p> <p>(1) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。</p> <p>(2) 当社が合理的根拠に基づき運用上あるいは技術上本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により本サービスの提供が困難と合理的に判断した場合。</p>
<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>2. 当社は、前項に基づく中断により、会員または第三者</p>	<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>2. 前項第2号に基づく中断により、会員が損害を被った</p>

<p>が被ったいかなる不利益、被害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>場合の当社の損害賠償責任は、当社に故意または重大な過失がある場合をのぞき、本サービスの利用料金の1ヶ月分を上限とします。</p>
<p>第13条（本サービスの利用の停止）</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の通知または催告をすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わないとき。</p> <p>(2) 本サービス利用料金の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。</p> <p>(3) その他本規約のいずれかの条項に違反したとき。</p> <p>(4) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。</p> <p>(5) その他、本サービスの利用にあたり合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>	<p>第13条（本サービスの利用の停止）</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の通知または催告をすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わないとき。</p> <p>(2) 本サービス利用料金の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。</p> <p>(3) その他本規約のいずれかの条項に違反したとき。</p> <p>(4) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。</p> <p>(5) その他、本サービスの利用にあたり、当社が合理的な根拠に基づいて、不適切・不相当と認められる行為と合理的に判断した場合。</p>
<p>第14条（責任の制限）</p> <p>2. 本サービスの提供にあたり、当社の故意または重大な過失によりお客様が損害を被った場合は、前項に規定する損害賠償の制限規定は適用されないものとします。</p>	<p>第14条（責任の制限）</p> <p>2. 会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、前項に規定する損害賠償の制限規定は適用されないものとします。</p>
<p>第14条（責任の制限）</p> <p>3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合については、その責を負わないものとします。</p>	<p>第14条（責任の制限）</p> <p>3. 本サービスをご利用中に当社が会員に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合については、その責を負わないものとします。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません</p>
<p>第14条（責任の制限）</p>	<p>第14条（責任の制限）</p> <p>5. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「ダイヤルアップサービス契約約款」新旧対照表

<p>改定前 (2023年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第8節 責任 第19条(責任) 2-2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第8節 責任 第19条(責任) 2-2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第19条(責任) 2-5. 第2-1項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第19条(責任) 2-5. (削除)</p>
<p>第19条(責任) 5. 本サービスを利用して流された情報の結果、それらが著作権侵害、名誉毀損あるいは損害賠償等の訴訟対象となり得る場合、それらの情報に監視当社が事前知っていたか否かに関らず、また事前に関覧を行っていたか否かに関らず、当社はその一切の責任を負いません。</p>	<p>第19条(責任) 5. 本サービスを利用して流された情報の結果、それらが著作権侵害、名誉毀損あるいは損害賠償等の訴訟対象となり得る場合、それらの情報を当社が事前知っていたか否かにかかわらず、また事前に関覧を行っていたか否かに関らず、当社はその一切の責任を負いません。</p>
<p>第19条(責任)</p>	<p>第19条(責任) 6. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 7. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会</p>

	員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。
--	-------------------------------------------------

「公衆無線 LAN 利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第6章 本サービスの停止等 第16条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。</p>	<p>第6章 本サービスの停止等 第16条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第16条 (責任の制限) 5. 第1項の場合および当社の故意または重過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第16条 (責任の制限) 5. (削除)</p>
<p>第17条 (免責) 1. 当社は、会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責めを負わないものとします。</p>	<p>第17条 (免責) 1. 当社は、会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行いません。</p>
<p>第17条 (免責) 2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>第17条 (免責) 2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第17条 (免責) 4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>第17条 (免責) 4. 本規約に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した会員 (消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員 (法人等) を除きます。) の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負</p>

	<p>う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
第17条（免責）	<p>第17条（免責）</p> <p>5. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「リモートサポートサービス (N) 利用規約」新旧対照表

改定前 (2022年4月1日付)	改定後 (2023年6月1日付)
<p>第 11 条 (利用中止)</p> <p>1. (4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。</p>	<p>第 11 条 (利用中止)</p> <p>1. (4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと合理的な根拠に基づき合理的に判断したとき。</p>
<p>第 27 条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別途定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第 27 条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別途定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第 27 条 (責任の制限)</p> <p>3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合について、当社は、その責を負わないものとします。</p>	<p>第 27 条 (責任の制限)</p> <p>3. (削除)</p>
<p>第 27 条 (責任の制限)</p> <p>5. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、第 1 項の規定は適用しません。</p>	<p>第 27 条 (責任の制限)</p> <p>5. (削除)</p>
<p>第 29 条 (免責事項)</p> <p>8. 当社は、第 11 条 (利用中止)、第 12 条 (利用停止)、第 13 条 (利用の制限)、第 14 条 (本サービス提供の終了) の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる会員の被害について、一切の責任を負いません。</p>	<p>第 29 条 (免責事項)</p> <p>8. 本規約に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した会員 (消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員 (法人等) を除きます。) の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第 29 条 (免責事項)</p>	<p>第 29 条 (免責事項)</p> <p>11. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外 (法人等) の場合、本サービスに基づき当該会</p>

	員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。
--	-------------------------------------------------

「テレビ伝送サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年6月23日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第13条 (利用停止)</p> <p>1. (10)その他、本サービスの利用にあたり、合理的な理由に基づき、不適切・不相当と認められるとき。</p>	<p>第13条 (利用停止)</p> <p>1. (10)その他、本サービスの利用にあたり、当社が合理的な理由に基づき、不適切・不相当と合理的に判断するとき。</p>
<p>第14条 (本サービスの中断)</p> <p>1. (2)運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。</p>	<p>第14条 (本サービスの中断)</p> <p>1. (2)運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合。</p>
<p>第25条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別途定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第25条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別途定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第26条 (免責)</p>	<p>第26条 (免責)</p> <p>3. 本規約に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した会員の損害 (消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員 (法人等) を除きます。) について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p> <p>4. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外 (法人等) の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「光セットアップサポートサービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第15条（禁止事項） 1. (11)その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為</p>	<p>第15条（禁止事項） 1. (11)その他、当社が合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と合理的に判断する行為</p>
<p>第17条（サービスの中止・中断） 1. (2)運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。</p>	<p>第17条（サービスの中止・中断） 1. (2)運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と合理的な理由に基づき合理的に判断した場合。</p>
<p>第19条（責任の制限） 1. 本サービスに関して当社が本サービス会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害（別途定める料金表に基づく料金を上限とします。）に限るものとし、当社は、如何なる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。</p>	<p>第19条（責任の制限） 1. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第19条（責任の制限） 2. 前項の規定は、当社の故意または重過失による場合は適用しないものとします。</p>	<p>第19条（責任の制限） 2. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「24 時間出張修理オプション (N) サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2022 年 4 月 1 日付)	改定後 (2023 年 6 月 1 日付)
<p>第 20 条 (利用中止)</p> <p>1. (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。</p>	<p>第 20 条 (利用中止)</p> <p>1. (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と合理的根拠に基づき合理的に判断した場合。</p>
<p>第 20 条 (利用中止)</p> <p>1. (3) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。</p>	<p>第 20 条 (利用中止)</p> <p>1. (3) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと合理的根拠に基づき合理的に判断した場合。</p>
<p>第 21 条 (利用停止)</p> <p>1. (11) その他、本サービスの利用にあたり合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為をしたとき。</p>	<p>第 21 条 (利用停止)</p> <p>1. (11) その他、本サービスの利用にあたり、当社が合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と合理的に判断する行為をしたとき。</p>
<p>第 22 条 (利用に係る会員の義務)</p> <p>2. (11) その他、その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為。</p>	<p>第 22 条 (利用に係る会員の義務)</p> <p>2. (11) その他、その他、当社が合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と合理的に判断する行為。</p>
<p>第 25 条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別途定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第 25 条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別途定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、ただし、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第 25 条 (責任の制限)</p> <p>3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合、当社は、その責を負わないものとします。また、本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社がその責を負うべき場合であっても、その損害賠償額は、本サービスの 1 ヶ月分の利用料金を上限</p>	<p>第 25 条 (責任の制限)</p> <p>3. 本規約に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した会員 (消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員 (法人等) を除きます。) の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意ま</p>

<p>とします。</p>	<p>たは重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第 25 条（責任の制限）</p> <p>4. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、第 1 項の規定は適用しません。</p>	<p>第 25 条（責任の制限）</p> <p>4. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 26 条（免責事項）</p> <p>6. 当社は、第 7 条（本サービス提供の終了）、第 20 条（利用中止）、第 21 条（利用停止）の規定により本サービス提供の終了、利用中止並びに利用停止に伴い生じる会員の被害について、一切の責任は負いません。</p>	<p>第 26 条（免責事項）</p> <p>6. （削除）</p>